

令和2年度第10回少量新規化学物質の書面申出受付方法の変更について（お知らせ）

令和2年10月30日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第5号に規定する少量新規化学物質の製造・輸入の確認に係る第10回少量新規化学物質製造・輸入申出受付について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での書面の申出受付を中止し、郵送受付に変更いたします。書面の郵送受付期間や提出資料、提出先は以下のとおりです。

なお、オンラインによる電子申出と光ディスクの郵送による申出に変更はございません。

1. 書面による少量新規製造・輸入申出書の郵送受付期間

2020/12/1（火）～12/4（金）（消印有効）

※ 簡易書留又は書留での郵送

2. 提出資料

提出書類に変更はございません。詳細は「少量新規化学物質の申出手続について」をご参照ください。

- ・少量新規化学物質製造・輸入申出書（様式9）（正本3部、コピー1部）
- ・用途証明書のコピー・・・3部
- ・光ディスク（1部）（CD・DVDに限る。）
申出物質の一覧表（CSVファイル形式）
構造式ファイル（MOLファイル形式）
- ・返信用封筒（必要部数）
- ・法人番号確認用資料（1部）
- ・前年度の確認通知書のコピー（1部）

3. 提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2-2

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室 宛

※ 封筒表面に「化審法少量新規申出書在中」と記載してください。

※ 光ディスクの郵送による申出については、従来どおり経済産業省に送付してください。